

# 令和8年度広島市高校生短期留学プログラム委託業務に係るプロポーザル審査委員会 受託候補者特定基準

## 1 審査対象

提案者から提出された提案書

## 2 評価項目

- ① 評価項目及び配点は、次のとおりとする。

| 評価項目          | 評価の観点  | 配点 |
|---------------|--|----|
| 1 基本方針        | (1) 基本方針が仕様書に整合し、有効かつ妥当であるか。                           | 5  |
| 2 実施体制        | (1) 派遣国での生徒に対するサポート体制、緊急体制が整っているか。                     | 5  |
|               | (2) 派遣生徒のけがや事故への保険等の対応が整備されているか。                       | 5  |
|               | (3) 派遣生徒のホームステイの受入家庭及び受入語学学校を、適切に選定することができるか。          | 5  |
|               | (4) 教育委員会との連携が適正に行われ、高い安全性かつ教育効果を確保できる体制が備わっているか。      | 5  |
| 3 組織・業務の実績    | (1) これまでの派遣に関する実績から、留学にかかる業務を確実に遂行できるか。                | 5  |
| 4 研修体制        | (1) 派遣生とその保護者に、留学に必要な研修を十分提供できるか。                      | 10 |
|               | (2) 語学学校における研修が、プログラムの目的を達成できる内容となっているか。               | 10 |
|               | (3) 現地での異文化体験活動が、プログラムの目的を達成できる内容となっているか。              | 10 |
| 5 広島市のニーズへの対応 | (1) プログラムの中に現地高校生等との文化交流及び平和のメッセージを発信する場面を適切に位置付けているか。 | 10 |
| 合 計           |  | 70 |

- ② 基準は以下のとおりとする。

| 評価基準    | 割合  |
|---------|-----|
| 優れている   | 10割 |
| やや優れている | 8割  |
| 普通      | 6割  |
| やや不十分   | 4割  |
| 不十分     | —   |

## 3 審査方法

- ① 広島市高校生短期留学プログラム委託業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、審査委員会を開催する。
- ② 審査委員会においてプレゼンテーションを実施し、各審査委員は「2 評価項目」に基づき、提案書等を評価する。
- ③ 評価の結果、得点の総計が最も高い提案者を受託候補者とする。なお、得点の総計が最も高い提案者が複数であった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。  
ただし、得点の総計が本市の求める最低限の水準（6割）に満たない、又は観点のうち1つでも不十分に該当する場合は、選定の対象外とする。
- ④ 提案者が1者の場合は、その提案者が受託候補者として適しているか否かを審査委員会で審議する。

## 4 審査結果

審査結果については、提案者に対して審査委員会終了後速やかに通知するとともに、広島市ホームページで公表する。